

令和8年度 大津市会計年度任用職員

弁護士（スクールロイヤー）

募集要項

(令和8年4月1日採用)

受付期間 令和8年2月6日～2月27日まで

大津市では、様々な問題を抱える学校現場等において、法的知識や専門的見地を必要とする複雑かつ多様な事案に迅速に対応するため、教育委員会及び学校で弁護士として勤務する会計年度任用職員を募集します。会計年度任用職員とは、一般職の地方公務員で、採用されると服務規程（職務専念義務や守秘義務等）が適用されます。

1. 募集内容・人数

担当職務	職種	募集人員	任期
弁護士 (スクールロイヤー)	会計年度任用職員	1人	令和8年4月1日から 令和9年3月31日まで

2. 主な職務内容・配属先

主な職務内容	勤務先
<ul style="list-style-type: none">● 教育委員会、学校等における日常的な法律相談への対応、法令解釈に関すること● 例規の制定・改廃に関すること● 学校等で開催される会議(ケース会議、いじめ対策委員会等)への出席● 教育委員会、学校等における事件、事故や苦情への対応に関すること● 教育委員会、学校等における行政対象暴力や不当要求行為への対応● 教育委員会、学校等における法的課題解決のための研修及びそれらの課題解決を担える人材の育成に関すること● 教育委員会、学校等における債権の管理・回収に関すること● 顧問弁護士及び関係機関との連携● 教育委員会、学校等における諸問題に対する法的見地からの助言に関すること	大津市教育委員会 教育総務課

3. 採用予定日 令和8年4月1日

4. 応募資格 次のすべての要件を満たす人

応募資格
(1) 弁護士名簿に登録されており、令和8年4月1日時点で実務経験が3年以上の者
(2) 過去及び現在において本市を相手とする訴訟の代理人ではない者
(3) 訴訟行為を追行した経験を有する者
(4) 地方公務員法第16条に定める欠格条項のいずれにも該当しない者
(5) 弁護士法第7条に定める欠格事由のいずれにも該当しない者

■地方公務員法第16条

- ① 拘禁刑以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又は執行を受けることが無くなるまでの者
- ② 大津市職員として懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない者
- ③ 人事委員会又は公平委員会の委員の職にあって、地方公務員法第60条から第63条までに規定する罪を犯し、刑に処せられた者
- ④ 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入了した者

■弁護士法第7条に定める次の欠格事由のいずれにも該当しない者

- ① 拘禁刑以上の刑に処せられた者
- ② 弹劾裁判所の罷免の裁判を受けた者
- ③ 懲戒の処分により、弁護士若しくは外国法事務弁護士であって除名され、弁理士であって業務を禁止され、公認会計士であって登録を抹消され、税理士であって業務を禁止され、もしくは公務員であって免職され、又は税理士であった者であって税理士業務の禁止の懲戒処分を受けるべきであったことについて決定を受け、その処分を受けた日から3年を経過しない者
- ④ 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者

5. 応募手続き

(1) 申込期間 令和8年2月6日(金)～2月27日(金) ※必着

(2) 提出書類

①選考申込書	様式1 ※写真（3ヵ月以内に撮影した上半身、脱帽、無背景、正面向き、縦4cm×横3cm）を貼付
②職務経歴書	様式2
③実績調書	様式3
④志望理由書	様式4
⑤資格証	弁護士登録等証明書（写） ※日本弁護士連合会もしくは所属する弁護士会が発行する弁護士名簿へ登録されていることが分かる証明書

※選考の手続きにおいて提出された個人情報については、選考及び任用の手続きに必要な範囲内でのみ使用します。

※様式については受付期間中、大津市役所 別館2階 大津市教育委員会 教育総務課で配布します。

また、大津市ホームページからもダウンロードいただけます。

<https://www.city.otsu.lg.jp/shisei/jinji/ks/ma/73246.html>



(3) 提出先

〒520-8575

大津市御陵町3-1 大津市教育委員会 教育総務課 企画総務係（市役所別館2階）

(4) 提出方法

郵送（令和8年2月27日（金）必着）または持参により提出

※持参の場合は平日の午前9時から午後5時までとします。

(5) 注意事項

提出書類は折り曲げずに提出して下さい。

郵送の際、封筒表面に「選考申込書在中」と朱書きし、裏面に住所・氏名を明記して下さい。

提出書類に不備があるときは、無効となる場合があります。

提出書類は返却できません。なお、提出書類等により取得した個人情報については、選考及び採用に関する事務以外の目的には一切使用しません。

郵便事故については考慮しません。

6. 選考内容

方法	試験日時	場所
書類審査および個人面接試験 (書類審査は事前に提出された書類による選考)	令和8年3月上旬～3月中旬 ※日時はこちらから別途連絡します	大津市役所 別館2階 教育総務課にて受付

7. 選考結果通知

一週間以内に受験者全員に文書で送達します。（合格者へは別途電話します。）

8. 勤務条件

任用期間	令和8年4月1日から令和9年3月31日まで 採用後、実際に勤務した日が15日に達するまでは条件付採用とし、良好な成績で勤務した場合、正式採用とします。
再度の任用	原則あり（翌年度も同じ職が設置され、勤務成績が良好な場合は、再度任用する場合があります。）
勤務地	大津市御陵町3番1号（大津市教育委員会 教育総務課）
勤務日	週2日（曜日は応相談）
休日	土曜日、日曜日、国民の祝日、年末年始（12月29日から1月3日まで） ※状況に応じて時間外・休日勤務があります
休暇	年次有給休暇 1年目3日（任用期間に応じて付与）

	特別休暇有り（要件有り）
勤務時間	週14時間勤務（1日7時間×週2日） 9:00～17:25のうちの7時間 休憩45分または60分 ※出席を要する会議の開始時刻により、勤務時間を変更する場合があります ※場合により時間外勤務があります（手当あり）
基本給	日額 27,986円
諸手当	通勤手当相当（片道2km以上の場合、上限日額2,619円）、時間外勤務手当が要件により支給されます。
社会保険	加入なし
災害補償	公務上の災害又は通勤による災害についての補償制度あり
服務	地方公務員法に規定する服務及び懲戒に関する規程の対象となります。 営利企業への従事（兼業）は可能ですが、その場合でも職務専念義務や信用失墜行為の禁止等の服務規律は適用となるため、留意してください。（ <u>兼業先の勤務時間数が多大な場合等は応相談。</u> ）
その他	給与等支給日：翌月20日 勤務条件については、関係条例や規則等の改正が行われた場合、その定めるところにより変更します。

9. お問い合わせ先

大津市教育委員会 教育総務課

〒520-8575 大津市御陵町3番1号

電話: 077-528-2630

メール: otsu2401@city.otsu.lg.jp